

Tokushima Free Wi-Fi Plus（とくしま無料Wi-Fi プラス）提供規約

（目的）

第1条 本規約は、徳島県域内で一定の仕様を満たす公衆無線 LAN サービスを、統一的に普及・広報していくことで、徳島県内における公衆無線 LAN サービス利用者の利便性を向上するため、必要な事項を定める。

（名称）

第2条 徳島県域内において提供される公衆無線 LAN サービスのうち、第3条の要件を満たすものを Tokushima Free Wi-Fi Plus（以下、「とくしま無料 Wi-Fi プラス」という。）と称する。

（仕様）

第3条 とくしま無料 Wi-Fi プラスのアクセスポイント（以下、「AP」という。）は、次の（1）から（5）の要件を満たすこととする。

- （1） SSID として「Tokushima_WiFi_Plus」から始まる文字列の使用を図ること。
- （2） 利用者の通信端末が日本国内の技術基準に適合し、Wi-Fi が利用可能なものであれば、当該端末に係る情報通信サービスの契約事業者の別に関わらず公衆無線 LAN サービスの提供を受けられること。
- （3） 利用者が、無料で公衆無線 LAN サービスの提供を受けられること。
- （4） 利用者が使用する端末で本項（1）の SSID を選択後、インターネット接続完了までのいずれかの画面において、原則として以下のアからウの項目が表示されること。
 - ア とくしま無料 Wi-Fi プラスの AP である旨
 - イ サービス提供事業者又は設置者（以下、「事業者等」という。）の名称
 - ウ 事業者等の利用規約ただし、技術的制約等により表示が困難な場合は、AP 付近に同様の内容を掲示することでこれに代えることができる。
- （5） Wi-Fi 接続方法の案内や利用規約等を多言語対応とすること。

（設置事業者）

第4条 とくしま無料 Wi-Fi プラスの AP を設置する事業者等は以下の要件を満たすものとする。

- （1） とくしま公衆無線 LAN 推進協議会（以下、「協議会」という。）の会員であること
 - （2） 提供する公衆無線 LAN サービスが第3条の要件を満たすこと
 - （3） とくしま無料 Wi-Fi プラスを積極的に周知・拡大しようとするものであること
- 2 とくしま無料 Wi-Fi プラスを設置しようとする事業者等は、別途定める様式により、あらかじめ協議会に誓約書を添えて申請するものとする。

- 3 協議会は、前項に基づく申請のあったときは、申請した事業者等と、とくしま無料 Wi-Fi プラスとして提供する公衆無線 LAN サービスの内容について協議のうえ、申請者が第 1 項の要件を満たす場合は申請を承認し、登録するものとする。
- 4 前項の承認を受け登録された事業者等（以下、「設置事業者」という。）は、以下の事由に該当したときは、別途定める様式により、遅滞なくとくしま公衆無線 LAN 推進協議会事務局（以下、「事務局」という。）に届け出るものとする。
 - (1) 事業者等の名称に変更があったとき
 - (2) 所在地を移転したとき
 - (3) 担当者の異動があったとき
 - (4) 連絡先に変更があったとき
- 5 AP の設定の変更等により、既存の AP をとくしま無料 Wi-Fi プラスに変更しようとする事業者等についても、本条の取扱いに準じることとする。

（AP の設置）

第 5 条 とくしま無料 Wi-Fi プラスの AP 設置は、設置事業者が行うものとする。

- 2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律」の対象となる風俗営業等を行う施設にはとくしま無料 Wi-Fi プラスの AP を設置しないこと。
- 3 設置事業者は、あらかじめ事務局から AP を表示するロゴを記載したステッカー等（以下、「ステッカー等」という。）を受領し、設置箇所の管理者に必要な数を配付して AP 周辺への掲示を依頼すること。またその際、ステッカー等は AP の設置を表示する以外の用途でみだりに使用したり、第三者に譲渡したりすることのないよう、設置箇所の管理者に説明すること。
- 4 設置した AP を撤去する場合は、ステッカー等も撤去すること。
- 5 とくしま無料 Wi-Fi プラスの AP を設置又は撤去した設置事業者は、遅滞なく別途定める様式により、以下の項目を事務局に届け出ること。
 - ア AP 設置箇所の名称
 - イ AP 設置箇所の種類
 - ウ AP 設置箇所の所在地及び位置情報
 - エ 送波する SSID
 - オ その他必要な事項
- 6 AP の設定の変更等により、既存の AP が第 3 条の要件を満たした場合、又はとくしま無料 Wi-Fi プラスの AP が第 3 条の要件を満たさなくなった場合も、第 2 項から前項の取扱いに準じることとする。

（その他）

- 第 6 条 設置事業者は、できる限り設置する AP が次の条件を備えるものとなるよう努めること。
- (1) 大規模災害時に利活用可能なものとする
 - (2) AP のセキュリティ情報について利用者に周知すること
 - (3) アプリ等による認証連携に対応すること

附則

この規約は、平成29年1月19日から施行する。